

# 石川県公報

平成 29 年 1 月 20 日

第 1 2 9 7 0 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示	
○一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定 (森林管理課)	1
○県道の区域の変更 (道路整備課)	3
公 告	
○石川県庁舎総合案内等業務委託に係る企画提案の募集 公告 (県民交流課)	4
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (同)	4
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同)	5
○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	5
○予防接種を行う医師に係る公告 (同)	6
○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (同)	6
○土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	6
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (同)	7
○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	7
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	7
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告 (同)	8
○開発行為に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	8

## 告 示

### 石川県告示第22号

WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成7年条約第23号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成29年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法  
ICUベッド等一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県立中央病院管理局用度課用度係  
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 落札者を決定した日  
平成28年12月22日
- 落札者の名称及び所在地  
富木医療器株式会社  
金沢市問屋町2丁目46番地
- 落札金額  
35,640,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
平成28年11月8日

### 石川県告示第23号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
珠洲市若山町上正力五部26の1
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
珠洲市馬縹町ル字5、6の1
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
珠洲市馬縹町マ字3、16の1
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
珠洲市若山町上正力式壺部7の1、26の3、26の丙
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
珠洲市折戸町六部17

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
珠洲市折戸町六部15、16、19

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

珠洲市折戸町六部15・16（以上2筆については次の図に示す部分に限る。）、19

イ その他の森林についての主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**石川県告示第24号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成29年1月20日から同年2月3日まで縦覧に供する。

平成29年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
高松津幡線	かほく市谷口1番3地先から	旧	17.80~34.70	200.0	津幡土木事務所維持管理課
	かほく市横山か6番地先まで	新	17.80~27.40	200.0	

---

**公 告**

---

石川県庁舎総合案内等業務委託に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

平成29年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

石川県庁舎総合案内等業務

(2) 委託業務の内容

「石川県庁舎総合案内等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)で指定する内容

(3) 委託期間

平成29年4月1日(土)から平成30年3月31日(土)まで

2 参加資格者

石川県庁舎総合案内等業務受託者選定に係る企画提案書提出要領に示す参加資格を全て満たす者とする。

3 仕様書等の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県県民文化局県民交流課広報広聴室  
電話番号 076-225-1362

(2) 交付方法

次のいずれかの方法で入手すること。

ア 書面による交付

(1)の交付場所において交付

イ 電磁的方法による交付

石川県ホームページ(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenmin/sougouannai/29proposal.html>)に掲載し、ダウンロードする方法により交付する。

(3) 交付期間

平成29年1月20日(金)から同年2月10日(金)までの午前9時から午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

3(1)の交付場所に同じ

(2) 提出期限

平成29年2月10日(金)午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送

5 審査の方法

2の参加資格等を満たすと認められた者の提出した企画提案について、書面審査及びプレゼンテーションを実施し、委託候補者を選定する。

6 その他

(1) 提出された書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、提出期限後は返却しない。

(3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。

(4) 提出された書類の機密保持には、十分に配慮する。

---

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申

請があった。

平成29年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成29年1月4日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 シニア道場楽

3 代表者の氏名

福田 乗

4 主たる事務所の所在地

金沢市三馬2丁目292

5 定款に記載された目的

この法人は、金沢市近郊に住む中高年・シニアの方に対して、IT講座や各種講座を通して、第二の目標、やりがい、楽しみを作ります。また、これからも活発に活動することで、中高年・シニアの方の元気な姿や、経験と知識を地域や若者に向けて発信し、生涯現役社会の実現を目指すことを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成29年1月5日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 スポーツクラブM. K. ORIGO

3 代表者の氏名

南部 公祐

4 主たる事務所の所在地

加賀市大聖寺八間道65番地 2F

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、総合型地域スポーツクラブの設置・運営に関する事業、スポーツ・サッカー活動の振興に関する事業を行うことを通じて、会員のみならず子どもたちをはじめ地域住民の健全な心身の育成に寄与することを目的とし、健康あふれる楽しいまちづくりに貢献することを目的とする。

#### 特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成29年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成28年12月20日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ワークショップすず

3 代表者の氏名

宮野 修

4 主たる事務所の所在地

珠洲市飯田町5部9番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が、地域社会の中で社会参加しながら生活できるよう作業訓練、生活指導を通して援助し、社会的自立を図ること及び障害者が安心して暮らしていける地域社会づくりを目的とする。

#### 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令

(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成29年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
藤 木 敬 晃	県内全域	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地 公立穴水総合病院
岡 崎 哲	〃	〃
畠 野 夏 輝	〃	〃
佐 伯 泰 彦	〃	鳳珠郡能登町字上町8字393番地 医療法人社団持木会 柳田温泉病院
橋 高 祐 子	〃	鳳珠郡能登町字出津タ字97番地 公立宇出津総合病院

#### 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成29年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
小 森 貴	県内全域	金沢市橋場町3-9 小森耳鼻咽喉科医院
東 谷 俊 太	〃	加賀市大聖寺永町イ17番地 医療法人社団慈豊会 久藤総合病院
伊 藤 喜 紀	〃	〃
大 平 亜 希	〃	金沢市観法寺町へ174番地 医療法人社団浅ノ川 桜ヶ丘病院

#### 予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成29年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
	新	旧	
向 出 大 介	小松市西軽海町1丁目47番地 医療法人社団向出医院 むかいでフ ァミリークリニック	小松市西軽海町1丁目47番地 医療法人社団向出医院	平成28年12月1日

#### 土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成29年1月23日から同年2月20日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議を申し出ることができる。

平成29年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
輪島市土地改良区	瑞穂地区	農村総合整備事業 (体質強化型)	土地改良事業計画書の写し	輪島市産業部 農林水産課

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成29年1月23日から同年2月20日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、同条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
上田名地区	県営ほ場整備事業 (経営体育成型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	かほく市産業建設部 産業振興課

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
白山都市計画地区計画 (白山市横江地区)	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能登町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
能都都市計画道路 (3・5・4号駅前通り線、3・6・1号田の浦線、3・5・1号西海岸線、7・6・1号駅山手線、7・6・3号山分線、7・6・2号東海岸線)	石川県土木部都市計画課及び能登町役場建設課
内浦都市計画道路 (3・6・5号八幡線、3・5・12号日和山線、3・5・14号臨港線、3・5・15号本町線、3・5・7号駅西線、3・5・8号松波城址線、3・5・13号御舟線)	〃
内浦都市計画土地地区画整理事業 (松波土地地区画整理事業)	〃

内浦都市計画公園

(5・4・1号 松波城址公園)

//

## 土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 組合の名称

小松市粟津駅西土地区画整理組合

## 2 事務所の所在地

小松市符津町ワ69番地

## 3 設立認可の年月日

平成25年8月8日

## 4 変更認可の年月日

平成29年1月11日

## 5 変更の内容

事業施行期間

平成25年8月16日から平成30年3月31日まで

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

平成29年1月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
かほく市高松ユ84番2、84番3、84番5、88番1、88番2、89番1から89番4まで、94番	河北郡内灘町字大学1丁目1番地 学校法人金沢医科大学